

(2) いじめの早期発見のために

○日常の観察活動

- ・休み時間の様子の観察
- ・持ち物や衣服等の状況
- ・日記等の記載状況（担任）
- ・児童からの直接の訴え（担任）
- ・周囲の児童からの情報提供（担任・担任外）及び教職員同士の情報共有
- ・登下校の様子（全職員、地域からの通報や情報提供）

○相談活動や各種懇談

- <児童> ・教育相談週間 ・スクールカウンセラーによる相談
- <保護者> ・家庭訪問 ・期末面談 ・教育相談（随時）

○アンケートや学校評価の実施

- ・年2回の「学校アンケート」実施
- ・家庭や地域、学校評議員による学校評価

○いじめ相談窓口の案内

<相談窓口>	一関市教育委員会	0191-21-2111
	子ども悩み事相談東山支所地域振興課	0191-47-2113
	岩手県立総合教育センター ふれあい電話	0198-27-2331
	岩手県教育委員会いじめ相談電話	019-623-7830
	(メール相談アドレス freai@pref.iwate.jp)	
	全国共通24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310
	自殺予防いのちの電話	0120-735-556
	子どもの人権ホットライン	0120-007-110

(3) いじめに対する対処について

○いじめ（疑われる場合も含む）を発見した場合の対処

<いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めること>

- ① 管理職に速やかな報告
- ② 臨時の生徒指導委員会の招集・・・事実関係の把握と被害児童の保護
- ③ いじめを確認した場合（3か月間の対応・観察）
 - ・生徒指導委員会で方向性を確認
 - ・被害児童や保護者への支援と加害児童やその保護者への助言
 - ・学級会や全校集会等による集団への働きかけ※いじめの内容によっては教育委員会に報告・相談する。
教育委員会に報告した場合は、3か月後の状況も報告する。

○いじめられた児童と保護者の支援

- ・徹底して秘密を守ること、複数の職員で対応すること、児童の安全を確保することを伝える。
- ・いじめた児童には、確実に指導することを伝える。
- ・状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家の援助を受けられるようにする。

○いじめた児童と保護者への対応

- ・いじめは許さないことを明確にし、状況やいじめた背景を聞き取る。
- ・児童に孤立感や疎外感を与えない配慮をする。
- ・保護者への正確な事実関係といじめられた児童の心情を伝え、よりよい解決を図るために一緒に考え、助言する。

3 いじめ防止の組織

(1) 生徒指導委員会

① 目的

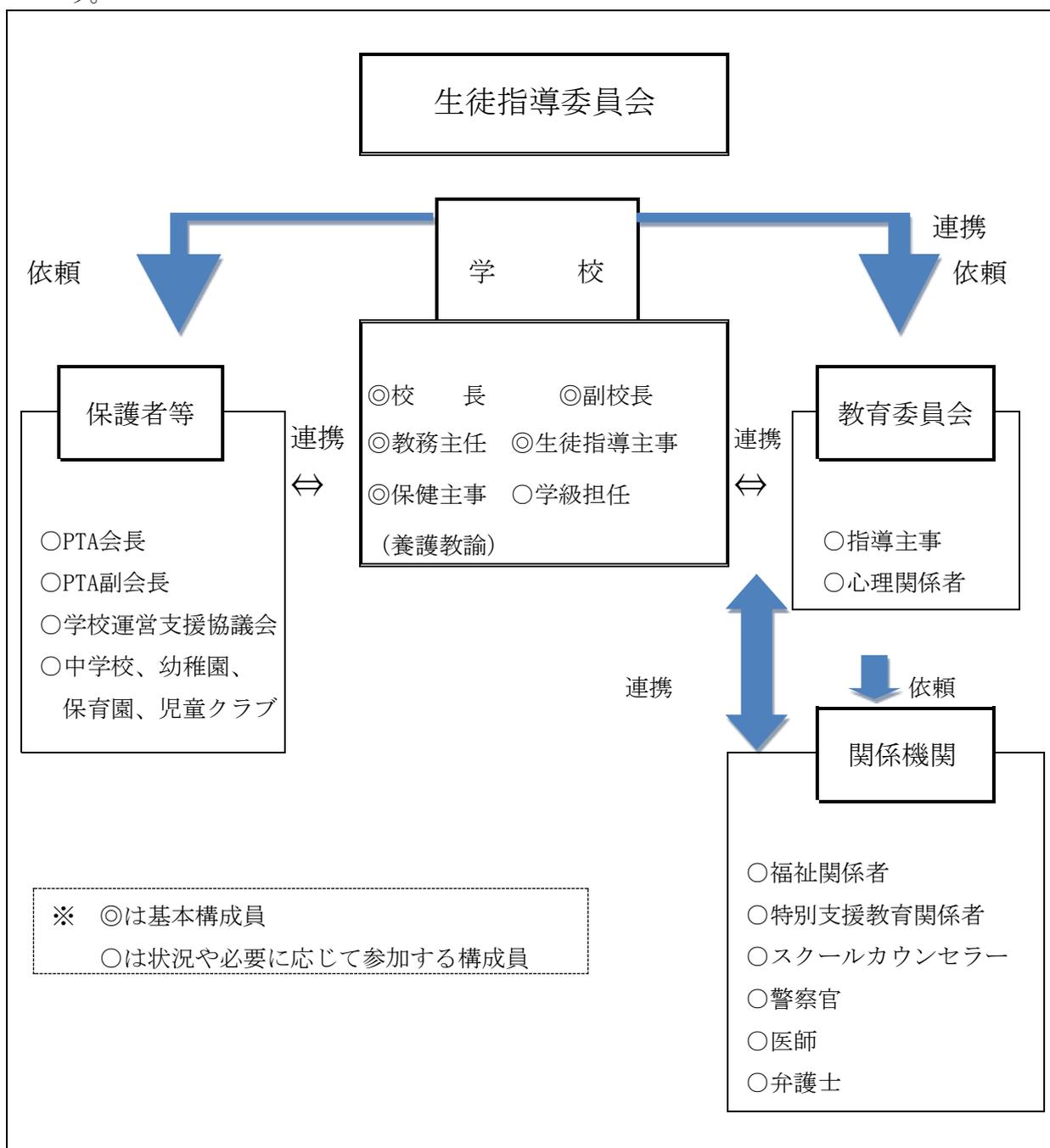
本委員会は学校におけるいじめ防止の中核的な組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

② 開催時期

いじめ以外の生徒指導事案の他、いじめ（いじめの疑いも含む）が発生した際にも随時招集する。

(2) 構成

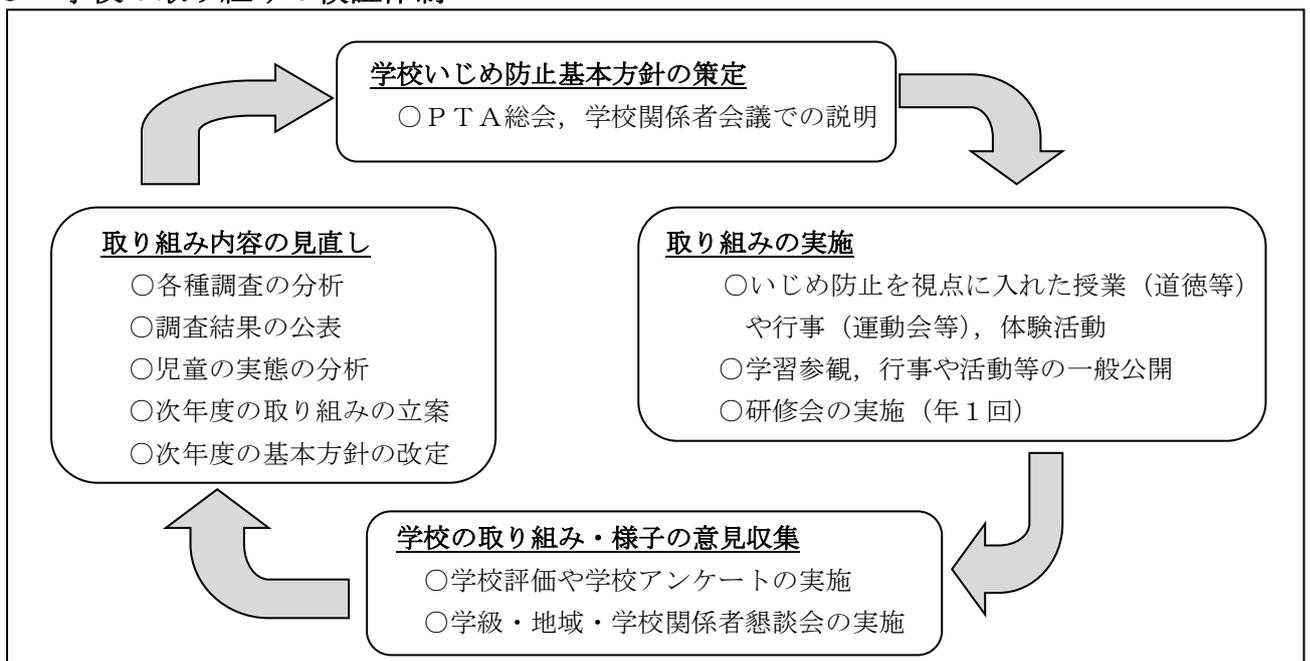
委員会の構成員は以下のとおりとし、状況や必要に応じて構成員の招集や参加の依頼を行う。



4 いじめ防止をするための年間計画

月	職員会議・研修会	防止対策	早期発見
4	○生徒指導委員会 ・基本方針 ・活動計画 ○PTA総会・学級懇談会に おける保護者啓発	○基本的学習習慣づくり ○学習規律の確立 ○思いやりを育む道徳授業 の実施	○学級懇談会 ○家庭訪問
5	○学校運営支援協議会での意見 交換会	○運動会の取組による人間関 係づくり	○児童「学校アンケート」 実施
6	○いじめ防止に関する校内研修 会	○修学旅行や野外体験活動の 取組による人間関係づくり	○教育相談週間 ○PTA 地区懇談会
7	○学校アンケート(保護者、児童)		○期末面談
8	○生徒指導委員会 ・情報共有		
9		○陸上競技大会への取組	
10		○学習発表会の取組による人 間関係づくり	
11	○学校運営支援協議会での意見 交換会 ○東山地域PTA教育講演会	○読書月間の取組	○児童「学校アンケート」 ○教育相談週間 ○学校評価
12	○学校アンケート(保護者、児童)		○学級懇談会
1	○生徒指導委員会 ・情報共有		
2	○学校運営支援協議会での意見 交換会		○学級懇談会
3	○生徒指導委員会 ・本年度のまとめ・来年度計画		

5 学校の取り組みの検証体制



6 重大事態の対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態にとらえるものである。

(2) 対応（学校を調査主体とした場合）

